

社団法人姫路観光コンベンションビューロー定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下、「本ビューロー」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本ビューローは、事務所を姫路市に置く。

(目 的)

第3条 本ビューローは、姫路市における観光事業の振興とコンベンションの誘致、開催支援及び国内外の映画、テレビ等のロケーション撮影の誘致に積極的に取り組み、もって、地域経済の活性化、市民文化の向上を図り、国際観光都市・姫路の構築に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本ビューローは、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 観光及びコンベンションの調査及び研究並びに企画に関すること。
- (2) 観光及びコンベンション情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 観光客の誘致及び観光宣伝並びに観光事業の指導、育成に関すること。
- (4) 観光客の受入れ及び観光関連施設の整備、運営に関すること。
- (5) コンベンションの誘致、開催支援に関すること。
- (6) 映画、テレビ等のロケーション撮影の誘致、支援に関すること。
- (7) 姫路市からの委託による事業及び施設の管理運営に関すること。
- (8) その他本ビューロー目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(会員の種別等)

第5条 本ビューローの会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本ビューローの目的に賛同して入会した個人又は法人等。
- (2) 賛助会員 本ビューローの事業を賛助するため入会した個人又は法人等。
- (3) 特別会員 本ビューローに功勞のあった者又は、学識経験者で総会にて推薦された者。

(入 会)

第6条 本ビューローの正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。
- 3 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本ビューローに対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、理事長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

(会 費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において、別に定めるところにより会費を納付しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は理事会の議決を経て、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本ビューローの名誉を汚し、又は、信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款又は、総会の決議を無視する行為があったとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会した者又は、除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費、その他本ビューローの資産に対して、何等の請求をすることができない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 本ビューローに、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 2名以内
- (5) 理事 21名以上、26名以内(理事長、副理事長、専務理事、常務理事を含む。)
- (6) 監事 2名

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員(団体にあつては指定代表者)の中から選任する。ただし、理事のうち5名以内を正会員以外の者から選任することができる。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を近畿運輸局長に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を近畿運輸局長に届け出なければならない。

(役員職務)

第14条 理事長は、本ビューローを代表し、その職務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本ビューローの常務を統括する。

- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本ビューローの常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本ビューローの業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は近畿運輸局長に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会長)

第18条 本ビューローに、会長1名を置くことができる。

- 2 会長は、姫路市長をもって、充てる。
- 3 会長は、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 会長には、第15条第1項及び第16条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

第4章 総 会

(種別)

第19条 本ビューローの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本ビューローの運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内に招集する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第23条 総会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理 事 会

(構 成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第35条 理事長は、本ビューローの事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 本ビューローの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本ビューローの財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 本ビューローの経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 本ビューローの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、近畿運輸局長に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 本ビューローの事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に近畿運輸局長に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第42条 本ビューローが資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長に届け出なければならない。

(事業年度)

第43条 本ビューローの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において総会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第45条 本ビューローは、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第46条 本ビューローの解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長の許可を得て、本ビューローと類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 本ビューローの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (9) 理事及び監事の履歴書
- (10) 職員の名簿及び履歴書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第10章 補 則

(細則)

第49条 この定款に定めるもののほか、本ビューローの運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(附則)

- 1 本会の設立により、姫路観光協会（昭和22年4月設立）の会員及び一切の資産は、本会が承継する。
- 2 本会設立当初の総会は、設立総会をもって、これに代えるものとする。
- 3 本会設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和48年3月31日に終るものとする。
- 4 本会設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず設立総会において選任されたものとし、その任期は、第15条の規定にかかわらず昭和47事業年度終了後最初の総会までとする。

(附則)

- 1 この定款は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 本会の設立により、社団法人姫路観光協会のすべての権利及び義務は、本会が包括的に継承する。